

君が今後研究者として追究していくべきものであり、更生保護施設を総合的・体系的に論じた本論文の学問的価値は損なわれるものではなく、新たな更生保護施設像に向け具体的な方向性を示したことは高く評価できる。よって、われわれ審査員一同は、朴珠熙君に博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与することが適当であると考えるものがある。

二〇二一年二月一七日

主査 慶應義塾大学法学部教授
法学研究科委員・博士（法学）
（慶應義塾大学） 太田 達也

副査 慶應義塾大学法学部教授
法学研究科委員・博士（法学）
（東京都立大学） 亀井源太郎

副査 慶應義塾大学法学部教授
法学研究科委員・博士（法学）
（慶應義塾大学） 佐藤 拓磨

中村優介君学位請求論文審査報告

一 問題の所在

中村優介君が提出した学位請求論文「フランスの再興へ向けたイギリス外務省の構想、1940～1943年」は、第二次世界大戦期のイギリス外交を、外務省内で検討されていたフランス再興を求める戦後構想を中心に位置づけて論じた外交史的研究である。論文の構成は、序論、本論（第1章から第4章）、結論、参考文献とあわせて、二一五頁からなっている。

近年、イギリス外交史研究に関するわが国での研究は大きな進歩を示しているが、第二次世界大戦期のイギリス外交については依然として明らかにすべき課題が多い。このことは主に、最近の研究が冷戦期のイギリスの役割への関心に集中していることや、第二次世界大戦に関する研究の多くが軍事的的手法によるものであることがその理由である。他方で、宮下雄一郎法政大学教授による『フランス再興と国際秩序の構想… 第二次世界大戦期の政治と外

交』(勁草書房、二〇一六年)は、第二次世界大戦期のフランス外交に焦点を当て、新たな多くの史実を明らかにした画期的な研究であり、例外的な新たな成果といえる。

また、現代国際政治史の研究において英仏関係史研究は国際的にも依然として十分とはいえない。そのことは、冷戦史研究の多くが米ソ関係あるいは英米関係の観点から論じられ、また欧州統合史研究の多くが仏独関係の観点から論じられて、英仏関係の重要性への認識がこれまで低かったことが一因であろう。とはいえ、一九世紀の外交を支えてきた二つのヨーロッパの大国であり、また戦間期の国際連盟を支えた二つの中核的な理事国であったイギリスとフランスが、第二次世界大戦においてどのような関係を構築したのかについては、戦後世界の国際政治の展開を理解する上でも重要な意義がある。本論文は、そのような現代国際政治史研究における研究上の空白ともいえる、第二次世界大戦期のイギリス政府の対「フランス」政策の展開について、主にイギリス政府の外交文書を用いて明らかにした労作である。

中村優介君は、リチャード・トイ教授、マーティン・トーマス教授、リチャード・オヴァリー教授、ジェレミー・ブラック教授などを擁する、現在のイギリスで最高

水準の現代史研究の教育を行っているエクセター大学歴史学部大学院に留学して修士号を取得し、歴史学方法論の新しい動向と、さらには現代史研究の成果を吸収して、高い水準での研究指導を受けた。本論文はイギリス外交史研究として単純に豊富な一次史料を用いるというだけではなく、そのような最新の先行研究をふまえた新しい視点を提示し、また新しい歴史学方法論を基礎にした問題意識を背景に持ち、高い水準での外交史研究の成果といえる。

二 論文の構成

以下、本論文の構成と、各章の概要について説明する。本論文の構成は、以下の通りである。

序論

第1章 フランスの崩壊と英仏協調の瓦解、1940年はじめに

第1節 英仏の「恒久的な提携」へ向けた構想

(1) 第二次世界大戦の勃発と「3月28日の協定」の締結

(2) 英仏の「恒久的な提携」へ向けた議論

第2節 フランス軍の崩壊とイギリス外交の転換

- (1) ドイツの低地諸国侵攻と連合軍の敗走
- (2) 「必然的な結末」とイギリス外交の転換

第3節 フランスの分裂と英仏協調の瓦解

- (1) 英仏協調の瓦解の兆し
- (2) 英仏の決裂とイギリス外交
おわりに

第2章 ヴイシー政府への宥和の試みと自由フランスの

冷遇、1940年

はじめに

第1節 対「フランス」政策の迷走

- (1) 自由フランスの結成とイギリス外交
- (2) ヴイシー政府との外交関係の断絶
- (3) チャーチルによる自由フランスの支援
- (4) チャーチルの主導によるダカール襲撃作戦の立
案

第2節 対「フランス」政策をめぐるチャーチルと外

務省の対立

- (1) ヴイシー政府との植民地におけるにおける暫定
協定 (*modus vivendi*) の検討
- (2) ヴェガンとの接触と自由フランスの冷遇
- (3) ヴイシー政府への宥和をめぐるチャーチルと外

務省の対立

おわりに

第3章 対「フランス」政策の転換、1941年

はじめに

第1節 モロッコにおけるバーター協定をめぐるイギ

リス外交

- (1) イーデンの外相就任
- (2) モロッコにおけるバーター協定の起源
- (3) アメリカ政府の介入とヴィシー政府に対する疑
念

第2節 ヴイシー政府のシリアにおける対独協力と

ヴィシー政府に対する態度の硬化

- (1) シリアにおけるヴィシー政府の対独協力と連合
軍によるシリア侵攻の決断
- (2) シリアとレバノンをめぐるチャーチルとド・
ゴールの対立

第3節 対自由フランス政策の転換

- (1) 自由フランスに対する認識の変化
- (2) 自由フランスに対する外交代表の派遣
おわりに

第4章 フランスの再興へ向けた構想、1941～43年

はじめに

第1節 対「フランス」政策をめぐるアメリカとの対

立

(1) 1941年春から後半にかけての対「フランス」

政策をめぐる英米関係

(2) サン・ピエール島・とミクロン島事件をめぐる

英米の対立

(3) アメリカ政府による自由フランスへの介入の試

みと外務省の抵抗

第2節 戦後国際秩序構想の検討とフランス

(1) イーデンの戦後国際秩序構想とフランス

(2) 「ダルランとの取引」をめぐる英米の対立

(3) フランスの再興へ向けた構想フランスの再興へ

向けた構想

おわりに

結論

参考文献

まず第1章では、一九三九年九月の第二次世界大戦の勃発から、一九四〇年六月のフランス崩壊および英仏協定の瓦解までの時期を扱う。そこでは、イギリス外務省が「恒

久的な提携」を築くことを考えるほど緊密であった英仏の協調関係が、わずか六週間で瓦解するまでの過程を描いている。この過程を経て、イギリス外務省においてフランスに対して「不信任」と「侮蔑の感情」が芽生えて、そのような否定的な感情が後の外務省の対「フランス」政策に影響を及ぼすことになる。

第2章では、一九四〇年六月から一九四一年初頭までの時期を扱い、ナチス・ドイツの侵攻の後にフランスが崩壊し、二つの「フランス」へと分裂した状況に対しての、イギリス外務省の政策を分析している。この時期の外務省の対「フランス」政策は一時的に迷走して、その代わりに主導的な役割を果たしたのがウィンストン・チャーチル首相であった。チャーチルは、自由フランスとそれを率いるシャルル・ド・ゴールが持つ「政治的な価値」を重要視して、自由フランスに対する支援を主導する。他方で、イギリス政府を裏切つて枢軸国との休戦協定を締結したヴィシー政府をチャーチルは信頼せず、それに対する強硬な態度をとる必要を主張した。この対「フランス」政策をめぐってチャーチル首相とイギリス外務省は対立し、結局チャーチルの主張がイギリスの政策の基軸となった。

続いて第3章では、外務省における対「フランス」政策

の転換の要因について分析されており、次第にイギリス政

府が自由フランスを全面的に支援するようになる過程が描かれている。そもそもイギリス外務省は自由フランスを冷遇し、ヴィシー政府に対する宥和政策の必要を主張していた。ところが、フランスの委任統治下であったシリアに対して、ヴィシー政府が露骨に干渉するようになったこと、イラクでのイギリスに対する叛乱をシリアからヴィシー政府が支援しようとしたことなどを理由にして、イギリス外務省はヴィシー政府との協力の可能性に希望を失うようになる。とはいえ、イギリス外務省高官は、ヴィシー政府に対する信頼を失いながらも、この時期ではまだ自由フランスに対する信頼を示すことはなかった。そのような、自由フランスに対して警戒感や不信感を示していたイギリス外務省が、次第にそれを支援するようになる転機となったのが、いわゆるモートン委員会の提言であった。モートン委員会は、フランス領植民地で次第に自由フランスへの支持が拡大しているという報告をもとに、自由フランスに対する従来の認識をあらためるべきだと提言し、それがイギリス外務省高官の方針転換の契機となった。このモートン委員会への注目と、イギリス外交への影響についての分析は、本論文における中村君の研究の独創性が強く出ている部分

といえる。

そして第4章では、対「フランス」政策をめぐるイギリス外務省と、ローズヴェルト政権のアメリカとの対立を、この時期に浮上するイギリス外務省における戦後構想に關連付けながら分析する。イギリス外務省が自由フランスへの支援に躊躇していた理由として、アメリカ政府がこのころ自由フランス、とりわけシャルル・ド・ゴールに対する不信感や敵対心を募らせていたことが大きかった。英米間での戦争協力を効率的に進めていく上で、アメリカ政府とフランスの地位をめくり対立することは賢明ではないと、イギリス外務省内ではみなされていた。ところが、フランス国民のなかでの自由フランスへの支持が拡大していたことや、ヨーロッパ大陸に力の真空が生まれることへの懸念などを主な理由として、自由フランスに新たなフランス政府の組織をさせて、さらには戦後国際秩序のなかでフランスに中心的な役割を担わせる必要性を、イギリス外務省は感じるようになる。そのような外務省の対「フランス」政策をめぐる認識の転換が行われる上で重要な役割を担ったのが、親仏的な政治家で、戦前には国際連盟で英仏協調を實踐していたアンソニー・イーデン外相であった。

結論では、一九四〇年から四一年にかけてイギリス外務

省内で対「フランス」政策が転換して、それ以後一九四三年に至るまでフランスの大国としての復興のためにも、ド・ゴール率いる自由フランスをイギリス政府が積極的に支援していく過程が論じられている。というのも、「フランスはイギリスにとって『地理的な必要性』だった」のであり、そのためにも「フランス国民の多くが自由フランスを支持するようになったことで、イーデン率いる外務省は自由フランスに新たなフランス政府を組織させフランスに戦後国際秩序において中心的な役割を担わせるという構想を持つに至った」(二八五頁)のである。つまりは、「イギリス政府はアメリカ政府との関係を重視する一方で、フランスの再興を後押しした」のである(同)。これは、「一九四〇年」に、英仏協調から英米協調へとイギリス外交の軸が転換したと論じた、イギリスを代表する外交史家であるデイヴィッド・レイノルズ教授の主張を、部分的に修正するものといえる。そして、論文の最後に、その後の国際関係の展開を視野に入れながら、「フランスの再興へ向けたイギリス外務省の構想は、戦後世界において英米仏三か国間の協調関係が築かれる萌芽となったのである」(一八六頁)と述べて、本論文を締めくくっている。

三 論文の評価

以上見てきたように、本論文は膨大な一次史料を用い、また新しい視角から、従来の第二次世界大戦期のイギリス外交の理解について部分的に修正する優れた外交史研究の成果といえる。以下では、本論文の評価を加えて、いくつかの重要な学術的貢献と、残された課題を提示することにした。

本論文の学術的な意義として、第一にはすでにこれまで見てきたように、従来の英米関係を主軸に置いた第二次世界大戦期イギリス外交についての認識を修正した点を評価したい。レイノルズが論じたように、一九四〇年においてイギリス外交の基軸が英仏関係から英米関係へ移ったという認識がこれまで幅広く受け入れられてきた。中村君は、そのようなレイノルズの議論を高く評価しながらも、英仏関係から英米関係へのイギリス外交の基軸の移行が必ずしも単線的なものではなく、むしろ複雑で多面的な軌道を描いていたことを明らかにした。すなわち一九四〇年以降もイギリス政府は、フランスの政治的な価値、また陸軍力を擁するその軍事的な価値を高く評価し、自らの戦後構想の中でフランスを大国として再興させようと試みている。アメリカとの関係を一定程度緊張させながらも、イギリス政

府は大国としてのフランスの重要性を強く認識し、そのための外交努力を続けたのである。だからこそ一九四五年二月のヤルタ会談では、ローズヴェルト大統領とスターリン首相を前にして、チャーチルはフランスのために「虎のよう」に戦ったのである（一八五頁）。

第二に、戦後世界で国際連合安全保障理事会の常任理事国となり、またドイツ占領四大国の一角を占めるフランスの国際的な地位が、イギリス外交、とりわけイーデン外相の貢献に基づくものであったことを、本論文が明らかにしていることを指摘したい。中村君は、ローズヴェルトが戦後構想の中でフランスを「小国」として扱い、そのようなフランスを含めた「小国」には「小銃より強力な武器を持たせるべきではない」（二七二頁）とさえ述べていた点に注目して、イギリス政府、とりわけチャーチル首相やイーデン外相が、フランスの大国としての再興のために尽力したことを明らかにした。換言すれば、イギリス政府のそのような努力がなければ、戦後世界ではフランスは「小国」のカテゴリーに位置づけられて、世界は英米中ソの「四人の警察官」によって支配されていたのであろう。そうならなかったのは、「一九四〇年」以降においてもイギリス政府がフランスとの関係の重要性を強く認識し、さらに戦後

世界でのフランスの大国としての再興を希求した結果である。

第三には、第二次世界大戦期のイギリス政府内での外交政策の形成過程を詳細かつ緻密に論じ、これまで十分に明らかではなかった対「フランス」政策が成立する複雑な構図を明確に描いたことの重要性である。ノーベル文学賞を受賞した『第二次世界大戦回顧録』の圧倒的な影響からも、チャーチル首相の戦争指導を中心にイギリス政府の政策が論じられることが一般的であった。また、そのチャーチルはアメリカ人の母親の血を引き、対米関係を最優先していたことが言及されることが多い。ところが本論文が明らかにしたのは、アメリカとの摩擦が拡大することも怖れずに、地政学的な観点や政治的価値という観点から、自由や民主主義を守る戦いという認識が国際世論で広まるよう、自由フランスのド・ゴールとの関係を重視するチャーチルの姿であった。その後、自由フランスの価値を低く見積もっていたイギリス外務省も、モートン委員会を通じてその重要性を強く認識するように立場が変化していき、その過程を外相のイーデンが強く促進していった。戦時下での外交政策の形成過程は、軍部との複雑な関係や、指導者の権限が拡大することなどからも、その実態を適切に理解するのは

容易ではない。その点からも、中村君の本論文は優れた価値を有する。

他方でそのような優れた学術的意義を有する本論文にも、課題がないわけではない。たとえば、英仏関係を論じる上で、フランス側からの視点が不足しているのは本論文の価値を低めてしまうだろう。イギリス外務省の視点から英仏関係を描くというアプローチは、十分に正当化されるものである。だが、自由フランスやド・ゴール、さらにはヴィシー政府の動向について本論文ではしばしばその詳細が論じられることもあり、その叙述をイギリス政府公文書に依拠するのみならず、近年大幅な進歩を見せているフランス外交史研究の数多くの優れた先行研究の成果や、部分的であつても重要な箇所についてはフランス政府の一次史料を用いて描写できれば、より高い価値を持つ英仏関係史研究となつたであろう。

また、本論文では北アフリカにおけるイギリス政府と自由フランスの動向にも焦点が当てられているが、イギリス帝国史研究の手法や視座、史料、先行研究をより幅広く用いることで、さらに大きな価値をもつことができたであろう。それにより、イギリス政府内でも首相官邸、外務省、植民地省といった組織間の立場の相違、そしてその相互関

係を描くことが可能となり、より大きな意義を持つものとなつたであろう。チャーチル首相の第二次世界大戦期の戦争指導の一つの特徴は、外交と軍事を統合したことであり、さらには「帝国としての戦争」を戦つたことにあるといえる。イギリス外務省を中心に位置づける本論文においても、英仏間の植民地協力についてより深い考察がほしかった。

とはいえ、すでに本論文のなかでも視野や史料を限定する必要性が論じられており、上述のようなくつかの課題は本論文の射程を超えるものというべきである。したがつてそれらは必ずしも、本論文の価値を損なうものとはいえない。むしろここでは首相官邸と外務省との関係に注目すること、とりわけチャーチル首相と外務省高官との対「フランス」政策をめぐる認識の違いと、その調整過程が鮮やかに描かれている。

第二次世界大戦勃発までの一九三〇年代ヨーロッパにおける英仏関係史研究は、アンソニー・アダムススウェイト教授の研究に見られるように、主にドイツのヒトラー首相への宥和政策をめぐる協力と摩擦に焦点を当ててきた。また、一九四〇年代以降の英仏関係史研究は、ジョン・W・ヤング教授やシヨーン・グリーンウッド教授のように、欧州統合史や冷戦史研究に焦点を当ててきた。中村君は、それら

の架橋的な時期である一九四〇年から一九四三年までの時期のイギリスの対フランス政策を論じていることで、それら二つの時代を繋げることに見事に成功している。本論文は、高い水準のイギリス外交史研究として、従来にはない新しい視座を提供し、重要な学術的な貢献を行った。これらの理由から、審査委員一同は、本論文を博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与するのに適当と判断する次第である。

二〇二二年二月二四日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・博士（法学）	細谷 雄一
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・博士（法学）	田所 昌幸
副査	法政大学法学部教授 博士（法学）・博士（史学）	宮下雄一郎

呉迪君学位請求論文審査報告

一 はじめに

呉迪君が提出した博士学位請求論文『近代日中比較憲法学史論——理論の継受と規範の創成』（以下、本論文）は、一九世紀末の清朝末期から二〇世紀初頭の中華民国初期（以下、清末民初期）にかけての中国における立憲構想や制憲活動に対し、大日本帝国憲法（以下、明治憲法）及び明治期以降の日本憲法学（以下、明治憲法学）が与えた影響について、多角的な観点から実証的に考察を加えた労作である。

呉君は（以下、著者とも記す）、明治憲法及び明治憲法学の「影響」を分析するに際し、まず明治憲法のいくつかの基本的な重要概念——「主権」「統治権」「国体」「政体」——に着眼しそれらが憲法用語として中国に受容される過程を追跡する（第一章）。次に中国において陸続と現れる憲法草案や憲法大綱に、さらには民間のいわゆる私擬憲法草案にまで視野を広げて、それらの中に明治憲法由来の特